

## 立候補までの準備（その1）

2月11日、候補者ポスター、公選葉書などに使用する写真を撮りました。3パターンの写真を100枚ぐらい撮り、1枚を選びました。



カメラを向けると「にらめっこ」してしまう川本さん。笑顔を撮るには、結構大変でした。本当は、こんな笑顔の似合う、人の痛みや弱い人の立場を真剣に考えてしまおう、優しい方です。



立候補の書類は、告示日の4月1日に提出ですが、不備があるといけないということで、書類の事前審査の日が設けられています。その事前審査日までに書類をそろえる必要がありますので、告示日は4月1日ですが、結構準備に忙しくなります。川本さんの事前審査日は3月2日です。現役議員候補者は、2月議会が3月11日までであるので、準備がなかなか大変です。

## 【事前審査に用意するもの その1】

〔候補者の届出：自分で作成するもの〕

- ・ 千葉県議会議員一般選挙候補者届出書(本人あるいは推薦)
- ・ 供託金受領証明
- ・ 宣誓書
- ・ 戸籍抄本
- ・ 選挙事務所設置届出書(県・市選挙管理委員会宛)
- ・ 選挙事務員届出書(別紙一覧)
- ・ 出納責任者届出書

**供託金**とは、候補者が選挙に出馬するとき、選挙管理委員会に寄託することが決められている。発祥はイギリスで、売名や選挙妨害を目的とした立候補の乱立を抑制し、「それなりの覚悟(供託金)を示すべき」という観点からこの制度が設けられたそうです。

候補者届出書

供託金受領証明

一字一句、書き写す必要があります

宣誓書

**選挙事務所設置（開票）届出書**

期 日	平成23年4月10日執行 千葉県議会議員一般選挙 (千葉県選挙区選挙)
届 出 者	川 本 幸 立
届 出 先	千葉県選挙区選挙区長 〒280-0801 千葉市中央区本町
届 出 日	平成 23 年 4 月 1 日
届 出 先 住所	〒280-0801 千葉県千葉市中央区本町

上記のとおり選挙事務所設置（開票）届出書を提出いたします。

平成 23 年 4 月 1 日

選挙事務所の設置者 川 本 幸 立

千葉県選挙区選挙区長 上 田 吉 博

選挙事務所設置（開票）について申請しました。

平成 23 年 4 月 1 日

届出者 川 本 幸 立

届出先 千葉県選挙区選挙区長 上 田 吉 博

届出日 平成 23 年 4 月 1 日

届出先 千葉県選挙区選挙区長 上 田 吉 博

届出日 平成 23 年 4 月 1 日

届出先 千葉県選挙区選挙区長 上 田 吉 博

事務所設置届出書

**選挙運動事務員等届出書**

公職選挙法第181条の2第2項の規定により新聞を交配する者を交配の  
と前記届け出ます。

平成 23 年 4 月 1 日

千葉県選挙区議員一般選挙 ( 千葉県 選挙区 選挙区 ) 候補者

川 本 幸 立

千葉県選挙区議員委員会 上 田 吉 博

事務員等届出書

**出納責任者届出書**

届 出 日	平成23年4月10日執行 千葉県議会議員一般選挙 (千葉県選挙区 選挙区)
出納責任者の氏名	
期 日	千葉県選挙区選挙 期日 平成23年4月10日
届 出 者	川 本 幸 立
届 出 先	千葉県選挙区選挙区長 〒280-0801 千葉県千葉市中央区本町
届 出 日	平成 23 年 4 月 1 日
届 出 先 住所	〒280-0801 千葉県千葉市中央区本町

出納責任者届出書

別途一覧を添付します

**選挙公報掲載申請書**

平成23年4月10日執行の千葉県議会議員一般選挙 ( 千葉県 選挙区 選挙区 )  
における選挙公報に下記のとおり掲載したい。千葉県選挙区議員選挙公報の発行に際しては  
選挙公報掲載料の納入が必要となります。掲載料の納入を怠ると掲載されずとなります。

期 日	平成23年4月10日執行 千葉県議会議員一般選挙 (千葉県選挙区選挙)
届 出 者	川 本 幸 立
届 出 先	千葉県選挙区選挙区長 〒280-0801 千葉県千葉市中央区本町
届 出 日	平成 23 年 4 月 1 日
届 出 先 住所	〒280-0801 千葉県千葉市中央区本町

選挙公報掲載申請書

実際に掲載されたもの

告示後、新聞の折込に入る公報掲載の申請書です。この申請書に写真と公報に載せたい原稿をセットで提出します。



川本さんの娘さんのイラスト

- 立候補に必要なものには、各自が負担するものと、  
公費で負担されるものがあります。
- 公費で負担されるものは、
- ① 選挙カーの車のみのレンタル代
  - ② 選挙ポスター  
(候補者掲示板に張ることができるもの)
  - ③ 選挙カーの運転手
  - ④ 公選葉書の郵送代

供託金は、一定以上の得票数があれば、結果如何にかかわらず 返金されます。

一定以上の得票数とは、  
有効得票数 ÷ 議員定数 × 1割

選挙に出馬するにはいろいろなことがわかっていないと大変だあ。

